２　所要の経過措置を定める。

３　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第１の１から４まで及び第２から第４までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第十条関係）

◇民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第四十六号）（法務省）

１　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか六十の関係法律の規定の整備等を行う。（第一条～第四十一条、附則第六条、第七条関係）

２　施行期日等

⑴　この法律は、一部の規定を除き、民法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置を定める。

◇重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（法律第四十七号）（警察庁）

１　対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲の拡大

対象施設周辺地域として指定すべき地域を、対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね千メートルの地域とする。（第三条第二項、第三条の二第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項及び第八条第二項関係）

２　対象施設の追加

⑴　天皇又は内閣総理大臣の所在する施設を、警察庁長官が天皇又は内閣総理大臣の安全を確保するために必要な期間を定めて対象特別要人所在施設として指定することができることとし、これを対象施設とする。（第三条の二関係）

⑵　外国要人が参加する国際会議の準備又は運営のために使用される会議場施設その他の施設を、外務大臣が当該国際会議の円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて対象外国公館等として指定することができることとする。（第五条関係）

３　対象施設の安全の確保のための措置に関する規定の整備

対象施設に対する危険を未然に防止するための措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき等において警察官がとることができる措置に、対象施設の管理者その他関係者に対し必要な措置をとることを命ずることが含まれることを明確化する。（第十一条第二項関係）

４　罰則の創設

対象施設周辺地域の上空（対象施設及びその指定敷地等の上空を除く。）で小型無人機等の飛行を行った者に対する罰則を設ける。（第十四条関係）

５　その他

その他所要の規定の整備を行う。

６　施行期日等

⑴　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この法律の経過措置等について定める。（附則第二項及び第三項関係）

◇著作権法の一部を改正する法律（法律第四十八号）（文部科学省）

１　商業用レコードに録音されている実演の再生及び伝達に係る実演家の二次使用料を受ける権利並びに商業用レコードの再生及び伝達に係るレコード製作者の二次使用料を受ける権利を定める措置

⑴　実演が録音されている商業用レコードを用いてその実演を公に再生した者は、当該実演に係る実演家に対し、また、商業用レコードを用いてそのレコードに係る音を公に再生した者は、そのレコードに係るレコード製作者に対し、それぞれ二次使用料を支払わなければならないこととする。（第九十五条の二第一項、第九十七条の二第一項関係）

⑵　⑴は、営利を目的とせず、かつ、聴衆若しくは観衆から料金を受けずに公に再生した場合又は第百二条第一項において著作隣接権に準用される著作権の権利制限規定により公に再生した場合には適用しないこととする。（第九十五条の二第二項、第九十七条の二第二項関係）

⑶　商業用レコードに録音されている実演のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、当該実演に係る実演家に対し、また、商業用レコードに係る音のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、そのレコードに係るレコード製作者に対し、それぞれ二次使用料を支払わなければならないこととする。（第九十五条の三第一項、第九十七条の三第一項関係）

⑷　⑶は、放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、若しくは放送同時配信等が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆若しくは観衆から料金を受けずに公に伝達した場合若しくは通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合又は第百二条第一項において著作隣接権に準用される著作権の権利制限規定により公に伝達した場合には適用しないこととする。（第九十五条の三第二項、第九十七条の三第二項関係）

⑸　⑴又は⑶の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者又は商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体でその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下「指定団体」という。）があるときは、指定団体によってのみ行使することができることとする。（第九十五条の二第三項及び第九十五条の三第三項において準用する第九十五条第五項、第九十七条の二第三項及び第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項関係）

⑹　その他⑴又は⑶の二次使用料を受ける権利に関し、所要の規定の整備を行う。

２　指定団体による二次使用料規程の作成等

⑴　指定団体は、１⑴の実演に係る二次使用料を受ける権利を有する者のために請求することができる二次使用料の額に係る次に掲げる事項を記載した二次使用料規程を定めなければならないこととする。（第百三条の二第一項関係）

イ　文化庁長官が定める基準に従い定める利用区分ごとの二次使用料の額

ロ　実施の日

ハ　その他文化庁長官が定める事項

⑵　指定団体は、二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又は利用者を直接若しくは間接の構成員とする団体から意見を聴取するように努めるとともに、文部科学省令で定めるところにより、当該二次使用料規程の案を公示しなければならないこととする。（第百三条の二第二項、第三項関係）

⑶　⑵の公示があったときは、利用者代表は、当該公示の日から一月以内に、指定団体に対し、当該公示に係る二次使用料規程の案の変更について協議を求めることができることとするとともに、指定団体は、当該協議に応じなければならず、当該協議が成立したとき（二次使用料規程の案を変更する必要がないこととされたときを除く。）は、その結果に基づき、二次使用料規程の案を変更しなければならないこととする。（第百三条の三第一項、第二項、第五項関係）

⑷　文化庁長官は、利用者代表が⑶の協議を求めたにもかかわらず指定団体が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかった場合であって、当該利用者代表から申立てがあったときは、当該指定団体に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができることとする。（第百三条の三第四項関係）

⑸　⑵の公示の日から起算して六月を経過しても⑶の協議が成立しないときは、その当事者は、二次使用料規程の案について文化庁長官の裁定を申請することができることとする。（第百三条の四第一項関係）

⑹　二次使用料規程の案を変更する必要がある旨の裁定があったときは、二次使用料規程の案は、その裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。（第百三条の四第四項関係）